

## いじめ問題対策委員会設置要綱

### (設置)

第1 学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という）に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめの対処をいう。以下同じ）に関する措置を実効的におこなうため、いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という）を設置する。

### (所掌事務)

第2 対策委員会は次にかかげる事項について協議し適切かつ迅速な対策を講ずるものとする。

- (1) いじめ防止基本方針の策定およびいじめ防止等の年間計画に関すること。
- (2) いじめの実態把握に関すること。
- (3) いじめの対処に関すること。
- (4) 学校と家庭、地域や関係機関との連携および施策の調整に関すること。
- (5) その他いじめ問題等の対策に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3 対策委員会は、委員長、副委員長および委員をもって構成し、別表1にかかげる職にある者をあてる。

- 2 委員長は学校長、副委員長は教頭およびPTA会長の職にある者をあてる。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代行する。

### (調査部会)

第4 いじめ事案および重大事態発生時に調査をおこなうときは、委員会に調査部会を置くことができる。

- (1) 調査部会に属すべき委員は委員長が指名する。
- (2) 当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えて調査をおこなう。

### (事務局)

第5 対策委員会に付議すべき事項をあらかじめ調査、整理するため事務局を置く。

- (1) 事務局は生徒指導部をもってあてる。
- (2) 事務局長は生徒指導部長の職にある者をあてる。

### (関係者の出席)

第6 委員長または事務局長は必要があると認められるときは対策委員会または事務局会議に関係者の出席を求めることができる。

### (その他)

第7 この要綱に定めるもののほか対策委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

### (附則)

この要綱は平成26年4月1日から運用する。